

JSTV + 1 (プラスワン) サービス約款 (2018年1月制定)

第1条(約款の適用)

本約款(以下「本約款」といいます)は、英国 Ofcom より当社に交付された免許に基づき当社が行っている衛星有料放送とインターネット放送1ストリームがパッケージになった有料放送サービス契約(以下、サービス契約といいます)に対し適用されます。その際、衛星有料放送の契約に関しては、前述の「JSTV 有料放送サービス約款」が適用されます。

第2条(約款への同意、変更および料金改定)

1. 会員はオンライン申し込みの際に、必要事項を記入し、サイト内の会員約款セクションの承認ボタンを押す事により本約款に同意したものとします。当社規定の申し込み書の署名欄に記入をした場合も同様です。
2. 当社は、サービス契約に関する個別の規定、ガイドライン、諸手続き方法、料金表等(以下「個別規定等」と総称します)を別途定め会員に通知することがあります。この場合、個別規定等はこの約款の一部を構成し、またはこれに準じるものとします。この約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等がこの約款に優先して適用されるものとします。なお、個別規定等の変更についても前項と同様に会員は従うものとします。

第3条(サービス対象区域)

本サービスの対象区域は JSTV 衛星直接受信放送サービスに準じますが、一部提供できない地域があります。対象地域は JSTV のホームページ(<http://www.jstv.co.uk/>)でご確認ください。

第4条(契約の単位)

1. サービス契約は、会員本人が単独あるいは同一世帯内で個人的にサービス契約を視聴することを目的としたものであり、別途定める法人契約を締結している場合を除き、会員は業務目的乃至その他目的如何を問わず不特定多数に対してサービス契約を視聴の用に供する事は出来ません。有料放送サービスの業務目的使用もしくは同時再送信ないし再分配をする場合には、当社との別途の取決め及び書面による当社の承認が必要となります。
2. 法人契約については、別途定める法人契約約款に準ずるものとします。

第5条(入会)

1. 会員登録申込者は、契約の申し込みにあたって、当社が別途定める方法により、申し込みを行わなければなりません。
2. 既に衛星有料放送の契約が成立している場合、インターネット1ストリームを追加するお申し込みとなります。
3. 当社が、会員登録申込者に対して、当該申し込みの内容を確認・承諾の上、受け付けた旨を通知した時点で会員契約が成立し、その時点で会員登録申込者は会員となります。
4. 会員は、サービス契約につき1組のユーザーネームとパスワードを持つことができます。
5. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項に基づく申し込みを承諾しないことがあります。
 - ①虚偽の内容の会員登録情報を不正の目的をもって当社に申告し、またはその明白なおそれがある場合
 - ②会員登録申込者がサービス契約の料金の支払いを現に怠り、またはその明白なおそれがある場合
 - ③当該会員登録申込者の責めに帰すべき事由により、会員契約が解除され、または、サービス契約の提供が停止されたことがある場合
 - ④その他サービス契約の提供に支障が生じるおそれがあると当社が判断した場合
6. サービス契約を利用するにあたって過去に JSTV の利用料金を支払わないまま会員契約が終了した場合においては、当該未払い債務を履行した上でなければ、改めて会員となることができません。
7. サービス契約の有効期間は、第2項に定める契約成立の日から開始し、特段の退会の意思表示がない限り継続するものとします。

第6条(ユーザーネームおよびパスワードの管理)

会員は、サービス契約のユーザーネームおよびパスワードを善良なる管理者の注意義務をもって使用および保管するものとし、当社は、ユーザーネームまたはパスワードの使用上の過誤または第三者による不正使用等について、その責任を一切負わないものとします。

第7条(解約)

1. 会員は、当社の定める方法により当社に通知した上で、会員契約を解約することができます。但し、衛星有料放送の契約は継続し、JSTV+1 サービスの契約のみ解約することもできます。
2. 会員は、解約を希望する場合、解約予定の月末までに当社に通知するものとします。通知が遅れたことによって翌月分の視聴料が課金された場合、返金いたしません。
3. 解約の効力が発生する時期は、会員による解約の意思表示が当社に到達した日とします。
4. 会員がサービス契約に付随して提供される無料試聴期間の間に解約する場合は、視聴開始後5営業日以内に当社に通知するものとします。通知が遅れたことによって月額視聴料が課金された場合、返金いたしません。
5. 会員が解約時に当社に対して利用料金の未払い等の債務を有している場合には、解約後もその債務を免れることができません。

6. 会員が死亡した場合は、当該会員の相続人もしくは利害関係者から当社に対してその旨の届け出があった日、または、当社が当該会員の死亡をその他の理由で知った日のうち早い日をもって当該会員契約は終了するものとします。

第8条(契約の解除・終了)

1. 当社は、会員がサービス契約により発生した金銭債務を決済期日までに支払わない場合、相当の期間を定めて催告した上、会員に対するサービス契約を停止して会員契約を解除できるものとします。
2. 当社は、会員がサービス契約を法令に違反する目的もしくは第10条の禁止行為を行う目的で利用または利用する明白なおそれがあるものと認められる場合においては、直ちに会員に対するサービス契約を停止して会員契約を解除できるものとします。また、違反した期間に対し、正規に契約されていた場合に支払われるはずであった料金(複数の契約単位として計算することがあります)を金利(Barclays Bank LIBOR + 4%)と共に徴収します。
3. 前2項に基づき会員契約を解除された者が、再度契約を希望する場合においては、解除された原因を除去することが必要です。再度契約を認めるか否かについては当社が判断し、可とする場合は、新たな会員契約として締結するものとします。
4. 次の各号の事由によりサービス契約の提供が不可能な事態が生じた場合においては、会員契約は直ちに終了するものとします。なお、この場合、会員がそれまでに支払った利用料金の返金はいたしません。
 - ① 当社の配信設備に不可抗力により回復不能の損害が生じた場合
 - ② その他当社がサービス契約を提供することが客観的に不可能な事由が生じた場合

第9条(設備等の準備)

1. 会員は、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備、設置、接続および設定、回線利用契約の締結ならびにアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入、その他自己の利用するサービス契約を利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。
2. サービス契約にアクセスをする際、会員のインターネットプロバイダーの料金設定によりサービス契約を受信することによって超過料金が発生する場合は会員負担となります。
3. サービス契約において、当社は、当社提供のサービスのみをサポートし、それ以外の通信機器、通信回線等の環境については、接続情報の提供も含め、そのサポートは行いません。
4. 会員が利用するインターネット・プロバイダー等の設備の不具合等、当社が提供するサービス以外の事由による問題で会員が被った被害は、当社は一切責任を負いません。

第10条(本サービスの利用禁止事項)

1. 会員はユーザーネームとパスワードを非会員に対し貸与するなどして、サービス契約を非会員が視聴できるようにすることはできません。
2. 会員は、サービス契約を個人として視聴するものとし、サービス契約を利用して、または、その利用に関連して、次の行為を自らまたは第三者を通じて行うことはできません。
 - ① サービス対象区域外からサービス契約へアクセスし、本サービス契約を利用する行為
 - ② サービス契約を不特定多数に視聴させる行為
 - ③ サービス契約により配信される映像、音声、文字等を著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、出版、上映、譲渡、公衆送信、送信可能化、改変その他の態様で利用する行為
 - ④ サービス契約において施されているコンテンツ保護技術を改変その他の方法によって無効化する行為
 - ⑤ サービス契約の利用において、当社または第三者の知的財産権、プライバシー、肖像権等を侵害する行為、会員または第三者の営利を目的とする利用行為
 - ⑥ 当社の通信設備、コンピューターその他の機器およびソフトウェアに不正にアクセスし、または、それらの利用もしくは運用に支障を与える行為もしくはそのおそれのある行為
 - ⑦ 当社がサービス契約の利用にあたって会員に提供する専用アプリケーションを分解または解析し、その仕組みや仕様を改変してサービス契約の不正利用または他の目的に利用する行為
3. 当社は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、サービス契約の全部または一部の提供を停止することがあります。
 - ① 不正の目的をもって当社に虚偽の会員登録情報を申告したことが判明した場合
 - ② 前2項の禁止行為のいずれかを行ったことまたはその明白なおそれがあることが判明した場合
 - ③ サービス契約により発生した金銭債務を決済期日までに支払わない場合
 - ④ その他当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、またはそのおそれがある行為をした場合

第11条(提供の一部中止)

1. 当社は、当社の判断において会員契約の期間中であっても、サービス契約を終了させることができるものとします。
2. 前項の場合、当社はあらかじめ適切な方法によって会員に対してサービス契約終了の予告をするものとします。

第12条(契約義務違反等)

会員がこの約款に違反し、または、サービス契約の利用に伴い、故意もしくは過失により、当社もしくは第三者に対して損害を与えた場合、会員は、自己の責任と費用をもって一切の損害を賠償するものとします。

第 13 条(権利の譲渡禁止等)

会員は、会員契約上の権利、義務その他会員契約上の地位の全部または一部について譲渡、賃貸その他の処分をすることはできません。

第 14 条(視聴料のお支払い)

会員は、サービス契約の利用にあたって、当社が別途定める視聴料金を、別途定める方法により支払うものとします。

1. キャンペーン特典対象者については、別途定めるキャンペーン約款に準ずるものとします。
2. 当社は、当社が適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、前項に定める料金およびその支払い方法を変更することができるものとします。ただし、料金およびその支払方法の変更の詳細については、本 Web サイト上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。
3. クレジットカード等の情報が変更された場合は、会員は直ちに当社に連絡するものとします。サービス契約の視聴料決済がなされなかった場合は、会員に対して再度支払いを行うよう通知を行いますが、14 日以内に支払いが行われない場合、当社は当該会員に対するサービス契約を終了します。この行為により会員が被った被害に対しては、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 本契約を解約する前に、視聴料の残債務がある場合は、会員は退会前に当社に支払うこととします。

第 15 条(当社の責に帰すべき視聴障害)

1. 当社の故意または過失により視聴が困難となった場合には当社は調査を行ない必要な措置を講じます。
2. 当社が、会員の支払う月額視聴料対象期間のうち連続して 2 週間以上サービスを提供できなかった場合は、当該月の視聴料を返金します。但し、当社の責に帰すべきものではない場合にはこの限りではありません。

第 16 条(著作権等)

サービス契約を通じて当社から提供されるサービス(コンテンツの映像、音声、文字等を含みます)に関わる著作権、著作隣接権、商標権、特許権その他一切の知的財産権は、当社または正当な権利を有する権利者に帰属するものであり、本契約によって会員にいかなる権利も付与されるものではありません。

第 17 条(会員契約に係る会員情報の取り扱い)

1. 当社は、次項で定める項目での利用目的を除き、当社の保有する会員登録情報を会員の同意なく第三者に開示しません。
2. 当社は、会員登録情報を次にあげる目的以外には利用しないものとします。
 - ①インターネット有料放送の提供
 - ②JSTV 及び JSTV-i(インターネット放送 2 ストリーム)の広報
 - ③JSTV 及び JSTV-i サービスの向上を目的とする利用者意向調査・アンケートの実施
 - ④会員からの問い合わせへの対応
 - ⑤利用料金の未払い等会員の債務不履行の是正のために取る措置

第 18 条(業務の一部委託)

当社はサービス契約を提供するに際し、本契約の申し込みの取次ぎ、料金の請求、その他の業務を当社が別途指定する代理店(以下「代理店」といいます)に委託することができるものとします。

第 19 条(免責)

1. 当社は、サービス契約で提供されるコンテンツを通じて会員が得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
2. 当社の責に帰すべき事由以外による、サービス契約の遅滞、変更、その他サービス契約に関連して発生した会員の損害について、当社は本約款にて明示的に定める以外の責任を一切負わないものとします。
3. 会員または当社以外の第三者の責に帰すべき事由によって、会員がサービス契約の全部または一部を利用できないことにつき、当社は一切の責任を負いません。

第 20 条(準拠法及び裁判管轄)

本約款はイングランド法に準拠するものとし、本約款に関する争いについてはイギリスの裁判所を合意管轄とします。

第 21 条(優先される言語)

本約款は日本語の約款原本とその翻訳である英語版で提供されています。本約款の日本語版と英語翻訳版の間に相違がある場合は、常に日本語版が優先するものとします。

別表 2015.06 制定

お支払い通貨	視聴料 (月額)
Euro	€ 15
UK Pounds	£ 15 (英国在住者のみ)

1. 視聴料のお支払い

- (1) 視聴料のお支払い:3ヶ月前払い、小切手の場合6ヶ月前払い(英国のみ)
- (2) 上記 JSTV+1 の月額視聴料と、JSTV 有料放送サービス月額視聴料の合計金額をお支払いいただきます。

2. 払い戻し

(1)「JSTV 有料放送サービス約款」第 13 条および第 14 条 1 項に基づく払い戻し

1. 前払金がある場合には、月額視聴料にそれまでの視聴月数を掛けた金額、および未払いの料金を前払金額から差し引いて払い戻します。但し、払い戻し金には利息を付しません。

2. 新たに JSTV と有料放送サービスの契約を結ぶ場合、最低有料期間として視聴料 3 ヶ月分は払い戻しません。

(2)「JSTV 有料放送サービス約款」第 14 条 2 項に基づく払い戻し

第 14 条 2 項に基づきサービス契約解除がなされた場合、当該月分の視聴料については、第 14 条 2 項に基づき払い戻します。また、前払金がある場合には契約解除された月の翌月以降の視聴料前払いは契約解除の手続き完了の後、払い戻します。但し、払い戻し金には利息を付しません。

(3) 上記にかかわらず、キャンペーン特典対象者に対するキャンペーン特典については、別途定めるキャンペーン 約款に準ずるものとします。